



田植え戦線、異常なし
子どもを保育園にあづけ老若男女、家族ぐるみ、地域ぐるみの田植えだ。田んぼには活気がみなぎる。さつきの風がゆっくり、ほどよく伸びた早苗の上を渡って行く。



食事中ミックリミの常連も
ぐるり円卓を囲み、楽しい中食。赤ちゃんは完全給食。スプーンが満足に使えない赤ちゃんも2、3人いる。食事中にミックリ舟をこぐ「常連」を舐らせないよう保母さんも一生懸命だ。



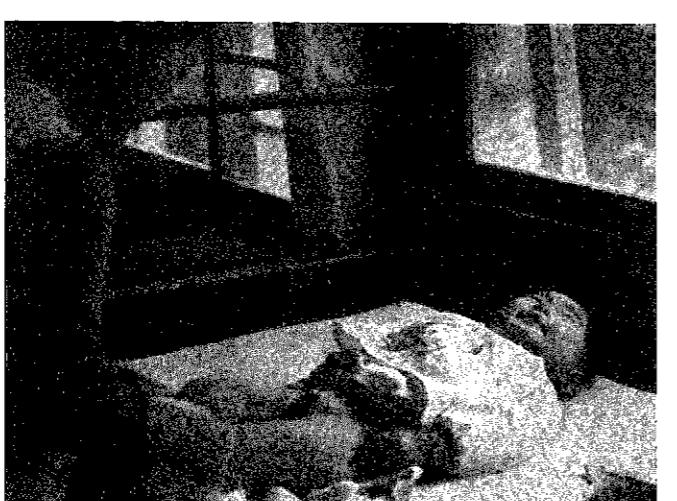
自由な世界
自ら遊び。次から次へと遊びが展開する。センセイを相手になわとび、ボールころがし、ブロックの組み立てなど。とにかく、自由な世界だ。

農繁期の保育園

午前8時、70%が登園

—角田浜保育園—カメラ・ルポ—

深刻な人手不足はどこも同じこと角田地区もいよいよとれる労働力の交換で急場をしのぐ地域ぐるみの田植えだ。田山の「おじいちゃんが始まる」といふ田植え。田んぼには活気がみなぎる。さつきの風がゆっくり、ほどよく伸びた早苗の上を渡って行く。



ゴキゲンなオムツ取替え
ひとりひとり台の上に寝せられ新しいものと替えてもらえるだけに、みんなゴキゲンだ。

届けることから持つてくるもの 注意することから

◎町内の転居のとき

転居届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・国民健康保険被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ☆届ける人は本人、世帯主の順です。 ☆引っ越し日から14日以内に届けてください。 ☆新住所の地番を確かめてきてください。 ☆国民健康保険に加入している世帯には、いる場合は、その世帯の被保険者証も持参ください。 ☆世帯全員が同一の区に転居されるときは、国民健康保険被保険者証は持参の必要がありません。 ☆電話でも結構ですから連絡してください。係員が伺いすぐに使用した水道の料金を清算します。
水道浄水場への届け		

◎ほかの市町村から転入したとき

転入届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・転出証明書 ・国民年金手帳 ・国民年金証書 ・福祉年金証書 ・職場保険などの保険証または証明書 ・国民健康保険被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ☆届ける人は本人、世帯主の順です。 ☆引っ越してきた日から14日以内に届けてください。 ☆新住所の地番を確かめてきてください。 ☆その他の職業及び小・中学生の転入は学年、旧学校名もお聞かせください。 ☆福祉年金証書はお預りし、住所、年金を支払う郵便局を訂正してからお返しします。 ☆前の居住者から引き継ぎを使用するときは、その名えを調べてきてください。 国民健康保険の加入 ☆職場などの健康保険に加入している場合は、その保険証、または証明書を持ってきてください。 ☆上記以外の場合は、国民健康保険に加入していただき、被保険者証を交付します。 ☆国民健康保険に加入している人の世帯にはいる場合は、その世帯の被保険者証も持ってきてください。
水道使用申し込み(水道浄水場へ)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	

◎ほかの市町村へ転出するとき

転出届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・国民健康保険被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ☆届ける人は、本人、世帯主の順です。 ☆転出証明書を発行します。 ☆転出先の町名、地番、何々方まで確かめてください。 ☆国民健康保険被保険者が長期旅行などするとき、または修学のため、ほかの市町村に住所を持ったときは、別にその人の被保険者証を発行します。 ☆国民年金被保険者には、国民年金手帳をお渡しします。
町税などの納入(当納室または指定金融機関)	<ul style="list-style-type: none"> 納税通知書など 	<ul style="list-style-type: none"> ☆町民税、固定資産税は1月2日以降に住所や所有者が変わった場合、1月1日現在で課税された人がその年度分を納めることになります。 ☆軽自動車税、国民健康保険税、水道料も納入してください。

◎国民健康保険と国民年金をやめるとき

国民健康保険資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・職場保険などの保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ☆就職して職場の健康保険資格を取得した場合は、国民健康保険をやめなければなりません。 ☆資格を取得した日から14日以内に届けてください。
国民年金資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・被用者年金被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ☆就職して職場の年金資格を取得した場合は、国民年金をやめなければなりません。 ☆資格を取得した日から14日以内に届けてください。 ☆恩給やほかの年金の被保険者証を持ってください。

◎国民健康保険と国民年金にはいるとき

国民健康保険資格取得	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・職場保険などの保険証または資格喪失証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ☆職場の健康保険をやめたときは、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。 ☆退職した日から14日以内に届けてください。
国民年金資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・被用者年金被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ☆国民年金に加入する人は、20歳以上60歳までの人が、恩給やほかの年金に加入していない人、またはその受給権のない人です。 ☆退職した日から14日以内に恩給やほかの年金の被保険者証を持って届けてください。

◎その他

妊娠届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ☆証明は受診先からもらってください。 ☆印子手帳をお渡しします。 ☆牛乳の無償支給の手続きをします。 ☆前期後期各1回の健康診査受診票(無料)を交付します。
軽自動車の届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ☆届けには鈴木氣量、種別、車名、車台番号、型式認定番号が必要です。 ☆軽自動車のときはナンバープレート、標識交付証明書を持参ください。 ☆所有権移動には両方の印鑑が必要です。 ☆町への届けは原付自転車、小型特殊自動車等です。

届けることから持つてくるもの 注意することから

◎本籍を移すとき

転籍届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・戸籍謄本 	<ul style="list-style-type: none"> ☆届ける人は、筆頭者または筆頭者夫及び妻です。 ☆印鑑は届ける人のものがあります。 ☆届けは2通りあります。(1通でよい場合もあります) ☆戸籍謄本が2通りあります。(届ける所に本籍があるときはいりません) ☆届ける人は、分籍する人(配偶者があるときは両者)です。 ☆印鑑は本籍がある所に届けるときは1通。そのほかのときは2通です。 ☆戸籍謄本が2通りあります。(届ける所に本籍があるときはいりません)
分籍届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ・戸籍謄本 	

◎印鑑に関すること

印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ☆これまでかけたものや印形が変わやすいもの、住民票に記載されている氏名、または名をその文字であらわしているもの、印形の小さいものなどは届出ができます。 ☆届け出人が本人であると確認したいときは保証人を要します。 ☆届け出人は代理人(印鑑登録者)でもできますが、次のものが必要ですかからあらかじめご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・届けをする人の印鑑 ・委任状 ・本人がこれないことの証明書 ・保証人を要することがあります。 ☆改印のときは印鑑も持参ください。その他の印鑑の場合は単じます。 ☆代理人が申請するときは委任状を持参ください。
改印届	<ul style="list-style-type: none"> 新旧の印鑑 	

◎結婚したとき

住民異動届	<ul style="list-style-type: none"> 転入、転出、町内転居の項を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ☆結婚により住所を変更したときは、転入、転出もしくは転居のいずれか自分にあてはまる届けをしてください。 ☆届け出だけ婚姻届も同時にしてください。
婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、戸籍抄本 	<ul style="list-style-type: none"> ☆印鑑は夫と妻(お一人は旧姓の印鑑)のものを持ってきてください。 ☆届け出には証人として二人の成年者の署名押印がります。 ☆夫妻両方または一方が未成年であるときは、父母の同意の印鑑がります。 ☆届け出の所は住民課または夫か妻の本籍地です。 ☆届け出 <ul style="list-style-type: none"> ・届ける所に夫妻の本籍があるとき……1通。 ・届ける所に夫妻の一方の本籍がないとき……2通。 ・子供の名前は当用漢字、かなかな、ひらがなに限られています。

◎赤ちゃんが生まれたとき

出生届	- 印鑑 - ・母子健手手帳 - ・国民健康保険被保険者証	- ☆生まれた日から14日以内に届けてください。 - ☆届ける所は出生地の市町村または本籍地。 - ☆届け出人の所在地。 - ☆届け出人は父、母、同居者、医師、助産婦の順です。 - ☆届け出 - ・届ける所に本籍があるとき……1通。 - ・届ける所に本籍がないとき……2通。 - ・子供の名前は当用漢字、かなかな、ひらがなに限られています。 - ☆国民健康保険に加入している人は助産費(死産も含む)3,000円と保育手当金(出生後3日経過者)1,800円をお払いします。

<tbl_r cells="3" ix="1" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols="3

プロパンガスの取り扱い

性質を知り、正しく

常に安全管理を



(早川先生から講義を受ける学生)

婦人学級スタート

「中年期の生きがい」

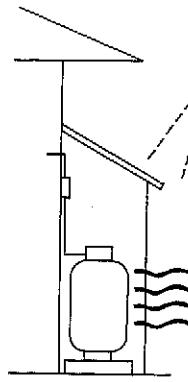
30歳代主婦を中心

公民館、婦人会共催の婦人学級が、5月14日スタートしました。婦人学級(金子須美子学級長)は、最近の経済社会の発展や科学技術の進歩が、婦人の生活に大きな変化を与えており、それに対応して、明るい家庭、住みよい社会づくりに貢献し、合わせて「中年期の生きがい」を見い出そうというものです。メンバーは30歳代の主婦を中心とした「つくし会」。

1回目は開校式を兼ね、石山社会教育課長・藤田婦人会長らが、「最後まで脱落することなくガンバッテ欲しい」と激励しました。このあと、県社会教育主事早川ムツ先生から「望ましい家庭設計」と題して1時間にわたり講義を受けました。

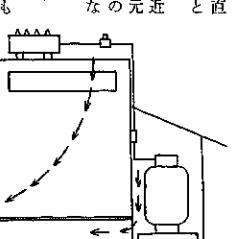
毎月1回(8月を除く)の10回シリーズで開かれる学級は初回から予想を上回る60人が出席、上々のすばり出しを見せました。

1. 点火する前に、ニオイに注意する
2. 使った後、寝る前、外に出たときは、必ず元栓を開める
3. 風呂がま、大型の湯沸器などを使うときは、換気と排気を十分にする
4. ガスが吹き出しないように注意する。なべをかけたまま外出したため煮こぼれして火が消えることがあります。
5. ガスもののときは、近くの火を消し、元栓、窓を開けて、ホーキでガスを
6. ガス管は、木・土・スパンマットでやるのは非常に危険です。
7. 元栓や、ガス管のつなぎなどはときどき調べましょう。
8. 容器の取り付けは、販売店にまかせてください。石けん水をつけるとアラ。
9. 容器の置き場所は、屋外の風通しのよい、直射日光の当らない場所に



- 追い出しましょ。
6. ガス管は、木・土・スパンマットでやるのは非常に危険です。
7. 元栓や、ガス管のつなぎなどはときどき調べましょう。
8. 容器の取り付けは、販売店にまかせてください。石けん水をつけるとアラ。
9. 容器の置き場所は、屋外の風通しのよい、直射日光の当らない場所に

ガスの性質



外の風通しのよい、直射日光の当たらないところを選びましょう。
10. 万のときは、近くの火を消し、容器元栓を閉めて、容器販売店などに知らせましょう。

外の風通しのよい、直射日光の当たらないところを選びましょう。
10. 万のときは、近くの火を消し、容器元栓を閉めて、容器販売店などに知らせましょう。

公平な立場で審査

「国税不服審判所」発足

国税に対する不服の申し立て制度が改善され、五月一日から「国税不服審判所」が発足しました。

◎組織
審判所には、国税審判官が配置され、納稅者から審査の請求が出ると三人以上で、納稅者と税務署のどちらの主張が正しいと審査の請求手続きがなされます。

◎審査の請求手続き
審査の請求は、更正・決算等が最終的決定を行なう

ことになります。

◎組織
審査所には、国税審判官が配置され、納稅者から審査の請求出ると三人以上で、納稅者と税務署のどちらの主張が正しいと審査の請求手続きがなされます。

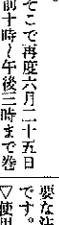
◎審査の請求手続き
審査の請求は、更正・決

定等の処分をした税務署長や国税局長に対して、まず異議申立てをして、その決定をうけて始めてできる場合と、青色申告者のように直接審判所へ請求できる場合があります。

審査の請求は、新潟支所へ提出すればよいことになつております。弁護士も訴訟費用もいりません。また審判所へ

最近あいついで山火事が発生しております。

山火事に注意



と、約一百五十倍のガスになり、少量の液がもれても燃えます。つまり、もっと危険です。

二、においては、これが原因で、消防署、販売店などに知らせましょう。

外の風通しのよい、直射日光の当たらないところを選びましょう。

外の風通しのよい、直射日光の当たらないところを選びましょう。